

## 令和7年度 第1回社会教育委員会議 議事録

日 時 令和7年7月24日（木）13時～15時

会 場 大阪府庁本館1階 第三委員会室

出席者 野崎議長、久野副議長、代田委員、西川委員、三川委員、原田委員、山本委員  
井上委員、西村委員

- 議 事
- （1）議長・副議長の選出について
  - （2）大阪府社会教育研究会議の研究テーマについて
  - （3）第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）の策定について
  - （4）-1 令和7年度子ども読書活動推進事業計画について  
-2 第5次子ども読書活動推進計画策定について  
-3 専門部会「読書部会」の専門委員の指名について
  - （5）-1 大阪府立中之島図書館 カフェ事業者選定部会の設置について  
-2 専門委員の指名について
  - （6）学校・家庭・地域の連携協働をさらに進める方策について

### <意見・質疑要旨>

#### ◆議事（1）議長・副議長の選出について

##### «概要»

大阪府社会教育委員会規則第4条の規定により、議長及び副議長は委員の互選によって選出することを事務局から説明。議長の選出については、委員からの推薦がなかったため、事務局から野崎委員を推薦し、承認された。副議長については、野崎議長から久野委員の推薦があり、承認された。

#### ◆議事（2）大阪府社会教育研究会議の研究テーマについて

##### （委員）

・筋が違うかもしれないが、全体を見たときに、最近不登校の子どもたちの低年齢化、小学校の時期から学校に行かないということが、すごく大きな問題になりつつある。このような問題に対して、各市町村においても、議題になる内容ではないのか。

・そのような課題に対する取組み、どうやったら不登校を減らしていけるのか、学校に来てもらうことができるのか、という研究や研修会等々ができれば、少しでも思い悩んでいる親御さんたちが救われるのではないのか。

##### （委員）

・社会教育委員の話なのか、地域活動で一生懸命やっている人が社会教育委員であったという話なのか、内容として同じようで違う。最終は、社会教育法第17条で委員の役割が規定されているので、委

員が自身の役割を自覚したうえで、社会教育行政を盛りあげたり、社会教育士を応援していったほしい。研究会議の参加者のメインが各市町村の社会教育委員であるなら、「まず社会教育委員とは何か」ということを鋭く問う機会にしても良いのではないか。

（委員）

・府県によって、研修会のもち方が様々。基本的に社会教育委員に対する研修、というコンセプトであるなら、社会教育委員の大きな仕事としては社会教育計画の策定、教育委員会に対する望まれた形で提言というのが、役割なので、それに資するための研修でなければならない。

・なので、実践交流も当然あっていいと思うし、そもそもそういった仕事があるという、自覚を再度促すというものも、あってしかるべき。内容として精査し、大阪府においてこの研修会のコンセプトを明確にして、ベーシックな話をするのか、それとも、もう少し実践的な話をするのか、もしくはそのミックスいうところは、また練り上げてほしい。

◆議事（３）第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）の策定について

（委員）

・第１期の三つの課題のうちの三つめ、当事者への情報が十分に届いていないところについて、ホームページやリーフレットの配布という例が出されているが、ホームページやリーフレットがおそらく視覚情報に沿った、情報発信の形態かと思う。アクセシブルな書籍等の充実ということで、書籍そのものについてのアクセス数は増えていても、その情報にどのようにアクセスしていくのかについては、大阪府で視覚障がいをお持ちの方が、どのように情報を得ているのか。使用しているツールなど、一番多いものはどういうものなのかというところから、考えてみてはどうか。もし、ツールなど把握していることがあれば、教えてほしい。

（事務局）

・昨年度の第２回社会教育委員会議でも、やはりリーフレットとホームページだけでは、視覚障がい者の方等が情報を得られないのではないか、という意見もあった。リーフレットは、点字バージョンのリーフレットも作成し、配布もしているが、当事者の方に情報を届けられているか疑問に思うところもある。

・現在考えているのは、民間企業が開催する、読書支援機器等の展示会等で、点字バージョンのリーフレットを配布等できれば、当事者の方に情報を届けられるのではと考えている。また、福祉部の民生委員会議等で、情報発信を行うことも検討している。

・SNS やインターネットなどでの配信が多くなってきている。視覚障がい者の方等にとって電子媒体での情報取得は難しい場合もあると考えている。今後は、どのような形が一番当事者のニーズに合った形で情報提供をしていけるのか、検討し対応していきたいと考えている。

（委員）

・情報提供が一番の目的となる。例えば聴覚であれば、音声から入るような、その補助的な発信であった

り、PR の媒体のときにこのようなサービスもあるとか、こういう取組みをしているということを掲載することも一つの方法だと思う。既存の大阪府からの発信を視覚障がい者の方が聞いているかということを考えることも必要であるが、そこからスタートしていくことも一つかと思う。

（委員）

・図書館の方では、障がい者サービスと言うと、視覚障がい、聴覚障がいの方たちの他に、高齢者の方であつたり外国人の方であつたり、それと施設や病院に入っている方々、そういった方も含めて障がい者サービスというふうに呼んでいる。これらの方も計画の対象というように書かれていたが、様々な状況によって、読書や図書館の利用に困難を伴う人への配慮、それも含めての読書バリアフリー計画というふうを考えてもよいのか、ということがまず一つめの質問。

・また、二つめの質問が、点字絵本図書館や、あとライトハウス、日本点字図書館など、様々な施設があると思うが、そのようなところとの連携協力に関してはどのようになっているのか。

（事務局）

・一つめの、計画の対象者については、計画名である『視覚障がい者等』の「等」に、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人への配慮という意味を含んでいる。

・視覚障がい者をはじめ、様々な読書環境に対応するため、府民全体が対象となる計画となっている。例えば新型コロナウイルスの流行時には、対面朗読をオンラインで実施するなど、図書館に来られない方にも対応できるように取り組んでおり、さまざまな読書の楽しみ方を提案するという形で計画を進めていければと考えている。

・2 点目の質問にあつた、点字図書館や、民間のライトハウスなどについて。先ほど話をしていた「民間」がこのライトハウスになってくる。ライトハウスにおいて開催される読書支援機器の展示会等において、当事者の方への情報提供の場として、府立図書館の障がい者サービスのリーフレットなどを置いてもらえるよう調整しているところである。

・それ以外に、府立の点字図書館、大阪市立の早川点字図書館、堺市の点字図書館へ、令和3年度に担当者へ訪問し、現在も様々な情報交換を行っている。今後は、公立図書館のイベント情報などを掲載しているホームページに、点字図書館の情報や点訳などのボランティア募集についても、掲載できればと考えている。

#### ◆議事（4）-1 令和7年度子ども読書活動推進事業計画について

（委員）

・子ども読書活動推進事業計画について、POP 作りや、お話し会、オーサービジット、ブックスタート、ピブリオバトルなど様々な取組みを行っていることがよくわかった。それに関しては、継続、さらに発展させていきたい。

・不読率を少し低くしたいということであれば、子どもたちの身近にある学校図書館を毎日、朝から晩まで、夕方まで開館させておくことや、学校司書を配置すること、それを促進する取組みなどを計画の中に入れ

ていけばいいのではないかと考える。何らかな取組みができれば、素晴らしいのではないか。

（事務局）

- ・小中学校課とともに、子ども読書活動推進会議にて話し合い、何ができるか前向きな検討をしていく。

（委員）

- ・例えば、小中学校や、府立学校、支援学校等の学校図書館の府民開放はどの程度進んでいるのか。

（事務局）

- ・調べてみないとわからないが、それほど進んでいない。

（委員）

・小学校の立場からいうと、地域への開放というものは基本的には、ない。外から人が入ってくるっていうことに対して、学校では安全面を優先してるので、地域の方に開放するということは現在していない。また、基本的に読み物についても、低学年向けのものが多いので、開館してもおそらく来られないのではないかな。中学校の方も、おそらく行っていないのではないかな。

・この計画については、学校のことがたくさん書かれているが、本当に、子どもたちは恵まれてると感じる。読書量と学力については、関連があるということがデータでわかるので、本校の子どもたちにも、読書をさせたいと思うが、「読書しいや」というより、読んでみたいと思えるような仕掛けが必要ではないかと思う。

・また、近年日本語指導が必要な児童が多く、この児童たちは教科書を読むことも難しい状況である。このような子どもたちも、先ほどの読書バリアフリー計画の中に含めていただき、1冊でも多く読めるようにしていただければありがたい。

- ・また、家庭環境によっても、読書量は同じではないので、そのあたりも考えていただければありがたい。

（委員）

・「朝読」をやっている学校とそうじゃない学校。学級文庫等を積極的にしている学校、もしくは学年など。それぞれ差は出ると思う。中学校ではどうか。

（委員）

・中学校でも、地域の方が入ってくることは難しい。ただ前任校では、小さなコミュニティの中にあっただので、地域の方を招き入れてっていうのはやったことはある。しかし、実際来られたのは数人というような状況であり、それが限界かを感じる。

・始業前の時間の使い方については、読書活動を行っている学校もあれば、学力補充に充てている学校もある。本離れという意味では、本当に子どもたちは、なかなか読まないというのが現状である。

・どのように本を読ませるか、読む環境に持っていくかというのは、私どもも悩みの種であり、それを地域とどのように考えていくかということも、計画の中に盛り込んでいただければと思う。

(委員)

・現在、学習指導要領改訂が準備されており、おそらくデジタル教科書が併用とはいえ、出てくる。その中で、アナログの文字活字に対して子どもがどう関わっていくか、状況が変わってくると思う。そのようなことも踏まえて、協議いただきたい。

◆議事(4)-2 第5次子ども読書活動推進計画策定について

(委員)

・計画の素案の取組みの柱を三つ紹介いただいたが、本離れが進んでいる中で、本に親しむことについて、どのようにアプローチしていくのかというところが、重要になるのではないかと考える。例えば、既存の出来上がったその文化として、本に触れていくだけでなく、子どもたちが本を作るプロセスを知ったり、自分たちで本を作り、あそこの小学校でこんな本ができたらしいぞという情報が、手軽にやり取りする。そんなことができる時代になってるかと思う。本を受け手から、今後、作り手、発信側になっていくような、経験・体験も、もしかすると、本に親しむことの一助になれば面白いと思う。

・自分たちの作った本や、その本が載った写真集に作った児童のコメントを載せるなどする。そういう活動の先には実はプロが作った本、憧れの対象となるような本がもう世の中に存在してるんだ、ということに気づくことで、受け手であった児童たちが、送り手、発信側になるということも、本に親しむ一つのアプローチかと思った。

(委員)

・全て、紙媒体がベースになってるような取組みではないかと感じた。昨今、本といわれるもの、読書というのも、デジタルのものがかなり増えてきているのではないかと感じる。紙媒体のものも減少してきており、地域の書店も減少傾向にある。そんな中、この計画案に「読書率」、「不読率」と書かれているが、デジタルで読める子どもと、紙媒体で読める子どもの割合はどれくらいなのか。

(事務局)

・昨年度「紙の本と電子の本、どちらが好きですか」という質問で調査を行った。結果として、圧倒的に紙の方が好きという答えが多かったが、これから、電子媒体の本を読む子どもも増加するのではないかと考えている。読書の定義の中に、紙媒体に限らず、電子媒体で本を読むことについても入れているので、様々な取組みを考えていきたい。

(委員)

・読書をしていない子どもたちが、読書をしようとするときに、紙媒体の方がきっかけとなりやすいのか、電子媒体の方がきっかけとなりやすいのかというところを探り当てれば、不読率が減るのではないかと感じた。

(委員)

・第5次計画の対象年齢は、今までと同じように18歳までなのか。子ども計画などが、対象年齢として

30 歳ぐらいまでに引き上げられて計画されているので、どのように考えられているのか教えてほしい。

（事務局）

・対象年齢は今まで通りの 18 歳以下と考えている。

（委員）

・熊取町の場合は読書活動をブックスタートから始まり、途切れないようにやっているが、どうしても中学生になったときに、全体として不読率が上がるというか、本を読む子どもたちが減るという状況がある。学校図書館司書や司書教諭と話をする際に、「小学校までは図書の授業があるから」という話になる。中学生になったときに、図書の授業がなくなるので、図書室に行く機会がどうしてもなくなってしまふ。最初のオリエンテーションのとき、もしくは授業で使う以外に、卒業するまでに一度も図書室に行かなくて卒業する、という子どもが出てしまふ。どうしたらいいのだろうか、という話になる。中学校が小学校のように、図書の時間のようなものを、たとえ月に 1 回でもカリキュラムとして入れられるようなことができないかとも思う。大変難しい話ではあると思うが、そのような機会があれば、中学生の読書の機会も増加するのではないかと思う。

（議長）

・高校の国語の教員をやっていた際、図書館と連動して、単元に合った推薦図書の一覧を出して、必ず授業で説明していた。これは各教科でもできるので、大学生にも指導しており、とにかく学校図書館を有効に利用した授業展開をしなさいというような指導をしている。

・それがどの程度実効性があるかという問題はあるので、この点は学校教育課における領域になるかと思う。また、教科で使用していくという形の学校図書館支援について、課題となり続けるのかとも思う。

（委員）

・先ほどの話にもあったが、小学校では絵本とかはじめ、本の読み聞かせなどもあるが、中学校では、そのような時間が取れないというのが現状。先ほど話した前任校での話ではあるが、生徒会を中心に、本を借りた冊数を争うような企画を行い、そのときは非常に図書館の利用率っていうのが上がった。何かそのようなことをしていかないと、中学校の子どもにとっては、なかなか本に触れるっていう機会がないのではないかと思う。

・現任校ではなかなかそういうことがやれてない。先ほどあったように教科性で考えれば、国語科の教員が進めてくれているが、他の教科でそれができかっていうとなかなか難しい。

・私は数学科の教員だが、教科で何か「本を借りてこよう」という話になったとしても、その専門的なものがなかなかないというのが現状であり、だからといって冊数を増やすことは難しいと思う。何か学校としても考えていけたらと思う。

（委員）

・保護者の読書離れをどう食い止めるかっていうことを、ずっと意識してきた。ブックスタートをはじめ、様々

な取組みがある中で、保護者が読書について興味関心を持っていると、子どもも本に親しむということが多くなるということがある。そのあたりをどう埋めていくかということを大事に考えたいと思う。

・中学生については、保育所・幼稚園の子どもたちに絵本の読み聞かせをするということが、中学生たちの「子どもたちをサポートする」ことにも繋がると思う。一部の生徒たちに限られるが、子どもたちとの接点で読書を活用したということにならないか。幼児との関わりを何とか工夫していくことはできないかと考えている。

◆議事（４）- ３ 専門部会「読書部会」の専門委員の指名について

（委員）

・提案があったように、副議長の久野委員を専門部会の委員として、そして外部から、２名の方の専門委員として、指名してよろしいか。

（各委員）

・異議なし。

（委員）

・それではこの形で第５次の計画の審議をよろしく願いたい。

◆議事（５）- １ 大阪府立中之島図書館 カフェ事業者選定部会の設置について

（委員）

・内容を教えてほしい。現在の出店者において、貸付料 330 万円。年額か。売上げに対して何%か府として徴収しているのか。

（事務局）

・そのようなことは行っていない。10 年前に不動産鑑定を行い、賃料を算出。最低入札価格を設定して、それに対して企業が提案してきた価格になっている。

（委員）

・この最低価格は現在の価格か。

（事務局）

・今の賃料が 10 年間据え置きになっている。10 年前に提案いただいた額のままで、賃料をいただいている。

（委員）

・値上がりしているものも多い。例えばカフェの利用率なども考慮し、府と企業側双方にメリットがあるようになれば一番いいと考える。そのあたりを部会において、専門家の方に審議いただければと思う。

(事務局)

- ・今年度新たに不動産鑑定をしており、最低価格については、そこから算出している。

(委員)

- ・賑わいや観光という側面もありながら、社会教育施設としての構成も守っていくという視点が必要である  
と考える。

◆議事(5)-2 専門委員の指名について

(委員)

- ・提案があったように、2名の委員、そして3名を専門委員として、指名してよろしいか。

(各委員)

- ・異議なし。

(委員)

- ・それではこの5名について、委嘱をお願いしたい。

◆議事(6) 学校・家庭・地域の連携協働をさらに進める方策について

(委員)

- ・おおさか元気広場は、どれくらいの割合で実施されているのか。

(委員)

- ・資料を見れば、94%、31市町村と書かれている。政令市を除く全ての府域の小学校なのか、31市町村の数字なのかということをあわせて説明いただきたい。

(事務局)

- ・資料の94.2%というのは、政令市・中核市を除いた大阪府の34市町村の小学校区で94.2%実施されているということ。政令市・中核市を除いた34市町村全てで実施しているが、補助金を活用しているのは31市町村になっている。

(委員)

- ・府の執行予算はどのくらいか。

(事務局)

- ・「教育コミュニティづくり推進事業」全体で、約5800万円の予算規模になっている。  
国の補助事業を活用しており、市町村に対して間接補助を行っている。政令市・中核市については国が



直接補助を行うため府の補助金は入らない。その事業費がおよそ 5800 万円となるが、市町村からの申請と当課が直接執行する予算を合わせても全額を執行しているわけではない。

34 市町村のうち、おおさか元気広場の実施にあたって府へ補助金を申請している市町村が 31 市町であり、残りの 3 市町村については、補助金を使わず市町村単費で実施している。

（委員）

- ・資料一番右の家庭教育支援の部分は、国のメニューとしてはどうなっているのか。これは府の負担か。

（事務局）

・文部科学省が実施する地域連携の事業メニューの中に家庭教育支援や地域学校協働活動に関するものがある。大きなひとくくりの事業の中の別メニューという形になる。大阪府もそれを活用し市町村を補助している。

（委員）

- ・大阪府として、コミュニティスクールの取組みはどのようなになっているか。

（事務局）

・コミュニティスクールについては、小中学校課が所管している。「地域とともにある学校づくり連絡会」という研修会を共催して連携を深めているところ。

（委員）

- ・現在、コミュニティスクールの導入率は何%くらいか。

（事務局）

- ・政令市を除く大阪府全体で、今年度 5 割を超える見込みと聞いている。

（委員）

- ・今後の計画はどのようなものになっているのか。

（事務局）

- ・コミュニティスクールに関しては小中学校課が所管しているので、当課として回答は難しい。

（委員）

・阪南市では、市教育委員会を中心に導入していく方向で、来年にかけて進めていくと聞いている。どう進めていくかということについては、今後市を巻き込んで話をしていくと聞いている。

- ・近隣の市町村を見ても、実際導入されているかという、なかなか難しい状況にあると思っている。ただ、

進めていこうとしているのは見える。

（委員）

- ・政令指定都市の堺市は、もしかしたら別の動きになっているところがあるかもしれない。
- ・資料に、放課後子ども教室と書いている。これはどのようなことをしているのか、具体的にはどういったことをしているのか。「放課後や週末などに子どもの安全で安心な活動場所を確保」と書いてあるが、具体的にはどのような内容なのか。

（事務局）

- ・例えば、地域人材で英語の得意な方が放課後等に得意な英語を使って学習会や英語を体験する機会を提供する、スポーツが得意な方がおられたらスポーツ教室を実施する、というような内容である。

（委員）

- ・名前は全く違うが、堺市でも地域の方が週末に学校の施設を使って、子どもたちに何らかの支援をしている。正確な数字を掴んでいるわけではないので、堺市での実施状況が 94%もあるかはわからない。
- ・やっていただくのは大変ありがたいことだが、本当に難しいのは、どこまでが学校の仕事を線引きしていくこと。以前は土日にお祭りがあれば教職員に参加を促していた時期もあるが、今はそんなことは言えない。「あるよ」とは言えても、「行こうか」とは言えない。地域コミュニティへの関わりが非常に難しくなっていると思う。
- ・現在の学校はもう学校だけじゃ絶対成り立たない。地域の人材などたくさんの方に関わっていただき学校運営をしているが、子どもを安全に見守ることや学力向上など、学校だけでは絶対成り立たないので、こういうコミュニティは大事にしていきたい。参考にできることがあれば、取り組んでいきたい。

（委員）

- ・おおさか元気広場の平均実施日数等はわかるか。

（事務局）

- ・平均は出していないがおそらく 30 日程度か。年間 100 日を超えところや 10 日以下、夏季休業中の数日だけというようなところもある。